

介護予防・日常生活支援総合事業

ふれあいサロン「ゆかし庵」重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

当事業所は、ご利用者に対して第1号通所事業（介護予防通所介護相当）（以下「第1号通所事業」といいます。）を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

- (1) 法人名 社会福祉法人 高瀬会
法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
代表者の氏名 切士 桂
電話番号 0735-72-3355
FAX番号 0735-72-3356
設立年月日 昭和58年8月26日

- 事業所名 ふれあいサロン「ゆかし庵」
指定番号 30A2500058
所在地 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地
管理者の氏名 浦木 健司
電話番号 0735-52-1121
FAX番号 0735-52-1122
サービスを提供する地域 那智勝浦町、太地町

(2) 事業所の従業者体制

	職務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名		1名
生活相談員(管理者、 介護職員1名兼務)	生活相談及び指導	2名		2名
機能訓練指導員(看護 師と兼務)	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名	1名	2名
看護師又は准看護師 (機能訓練指導員と兼 務)	心身の健康管理、口腔衛生と機能の チェック及び指導、保健衛生管理	1名	1名	2名
介護職員(常勤1名、 生活相談員と兼務)	介護業務	1名	2名	3名

(3) 設備の概要

○食堂

利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○機能訓練室

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

利用定員 20名

営業日 月～土曜日

営業時間帯 8時30分から17時30分

3. サービスの内容

- ① 運動機能向上
- ② 口腔機能向上訓練
- ③ 栄養改善相談及び指導
- ④ 健康状態の確認
- ⑤ アクティビティ

※送迎・食事・入浴のサービス利用については、ご相談ください。

4. 利用料金

市町村が定める基準によるものであり、当該第1号通所事業が法廷代理受領サービスであるときは、市町村が定める第1号事業支給費の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金（1か月につき）

介護区分	第1号事業支給費
要支援区分1	1,798円（1,798単位）
要支援区分2	3,621円（3,621単位）

※1上記の金額は自己負担1割の場合の金額となります。

(2) 加算料金等

区 分	月 額
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に9.0%を乗じる。

□その他の費用

(1) 送迎費用

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km未満 片道1,000円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km以上3kmごとに 300円

(2) 食事の提供に要する費用 昼食555円

(3) おむつ代 実費

(4) 日常生活費 実費

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又は利用者代理人、その家族は、利用者の体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

苦情受付担当者：浦木 健司（管理者） 電話番号：0735-52-1121 FAX番号：0735-52-1122 受付時間：8時30分～17時30分（月～土曜日） 苦情解決責任者：切土 桂（理事長）
第三者委員：小谷 一郎（監事） 電話番号：0735-58-1262 濱 雅文（評議員） 電話番号：0735-58-0899 ※ 公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

和歌山県運営適正化委員会 所在地：和歌山市手平2丁目1-2 和歌山県社会福祉協議会内 電話番号：073-435-5527 FAX番号：073-435-5584 受付時間：9時00分～17時15分（土日、祝日を除く）
和歌山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理相談窓口 所在地：和歌山市吹上2丁目1番22 日赤会館内 電話番号：073-427-4662 FAX番号：073-427-4664 受付時間：9時00分～17時15分（土日、祝日を除く）
那智勝浦町役場福祉課 所在地：和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1 電話番号：0735-52-0555 FAX番号：0735-52-3274 受付時間：9時00分～17時15分（土日、祝日を除く）
太地町役場住民福祉課 所在地：和歌山県東牟婁郡太地町太地3767-1 電話番号：0735-59-2335 FAX番号：0735-59-3375 受付時間：9時00分～17時15分（土日、祝日を除く）

13. 損害賠償について

当事業において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無 : 無)

第1号通所事業サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

法人名 社会福祉法人 高瀬会
法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
理事長 切士 桂 印

説明者 浦木 健司 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から第1号通所事業サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名 印

<身元引受人>

住所

氏名 印(続柄)

(連帯保証人)

住所

氏名 印(続柄)

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって署名押印を代行します。

<署名代行者>

住所

氏名 印(続柄)